

令和7年度情報科学院大学院教育改革推進プログラム
「国際的で多様な価値創造人材育成事業」
学生論文校閲費支援実施要項

情報科学院

(趣旨)

情報科学研究科及び情報科学院の学生に対して、本人が執筆する外国語論文の校閲（翻訳は不可）にかかる費用を、情報科学院大学院教育改革推進プログラムの事業推進費から支出することにより、学生に対する経済的支援を行い、もって研究科及び学院の人材養成目的等に沿った教育を強化する事業を実施しますので、希望者は本実施要項にしたがって応募してください。

(対象者)

支援対象の学生は、支援の対象となる論文校閲の納品の時点で、情報科学研究科又は情報科学院の修士課程又は博士後期課程に在籍する学生（特別研究員に採用されている者を除く。）とします。ただし、課程修了予定者については、学位記授与日の前日までに論文校閲の終了（納品）となるものとします。

(申請条件)

支援の対象となる論文校閲は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間中に納品となるものとします。

(支援額)

論文校閲費の半額を上回らない範囲の経費を後日、本学院の運営費交付金で支援処理します。なお、学院の支援額は研究室の負担額を超えない範囲とします。

支援処理は各期に一括で行うものとし、研究室宛に支援を許可された3事業の合計金額をまとめて処理するものとします。

(審査及び決定)

本事業担当の取組実施担当者が申請条件を審査し、学院長が予算残額を考慮して支援の可否および支援額を決定します。

(申請方法)

申請を希望する研究室は、論文校閲の成果物納品後1週間以内に、本事業の申請書および必要書類を、情報科学研究所事務課（教務担当）に提出してください。

(その他)

この事業は、各期30万まで（期内は先着順）、総計60万の予算上限とします。1期の残額は2期に繰越します。1期期間中に納品されたものを2期に申請しても構いません。ただし、年度をまたぐ申請はできません。